

大阪市住吉区告示第114号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項の規定により認可した地縁による団体について、同条第11項の規定による告示事項の変更に係る届出があったので、同条第10項の規定に基づき告示する。

令和8年6月18日

大阪市住吉区長 橘 隆義

地縁による団体の名称 大阪市住吉区苅田南連合庭井東振興町会

及び事務所の所在地 大阪市住吉区庭井1丁目13番31号

1 変更があった事項及びその内容

変更があった事項	変更前	変更後
代表者の氏名及び住所	小島 謙治 大阪市住吉区庭井1丁目 13番12号	今井 芳彦 大阪市住吉区庭井1丁目 11番16号

2 変更の年月日

令和2年11月30日

3 変更の理由

代表者の変更による

(住吉区役所地域課)

(令和8年6月18日掲示済)